

私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）交付要綱

昭和56年 5月25日

文部大臣 裁定

改正	昭和57年 5月12日	改正	平成12年 4月 3日
改正	昭和58年 4月11日	改正	平成13年 4月 2日
改正	昭和60年 4月30日	改正	平成21年 4月 1日
改正	平成 5年 4月 1日	改正	平成23年 8月24日
改正	平成 6年 6月24日	改正	平成26年 4月 1日
改正	平成 7年 4月 3日	改正	平成27年10月 1日
改正	平成 8年 5月10日	改正	平成28年 3月23日
改正	平成10年12月11日	改正	令和 3年 4月 1日
改正	平成11年 4月 1日		

（通 則）

第 1 条 私立学校施設整備費補助金（学校体育諸施設補助）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めによるもののほかこの要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第 2 条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び同法の趣旨に則り、体育施設を整備し、スポーツの振興に資することを目的とする。

（補助の対象となる事業等）

第 3 条 学校法人（以下「補助事業者」という。）が行う別記1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてスポーツ庁長官（以下「長官」という。）が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付することとし、補助の実施については、別記2の補助実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

（申請手続）

第 4 条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1）を実施要領の定めるところに従い、都道府県知事を経由して長官に提出しなければならない。なお、その場合、都道府県知事は補助金交付申請書を審査の上、長官に提出するものとする。

（交付決定の通知）

第 5 条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定

一覧表（様式第2）を都道府県知事に送付するものとし、都道府県知事は、長官から補助事業者に係る交付決定一覧表（様式第2）の送付を受けた後、速やかに補助事業者に対し、補助金交付決定通知書（様式第3）を送付する。

（申請の取下げ）

第 6 条 補助事業者は交付決定の内容、又はこれに付した条件に対し、不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内に交付申請取下げ書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事が補助事業者に係る補助金の交付申請の取り下げを受けた場合には、速やかに長官に報告しなければならない。

（補助事業の遂行）

第 7 条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、契約を締結し、支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ、最小の費用で最大の効果を挙げようよう経費の効率的使用に努めなければならない。

（計画変更の承認）

第 8 条 補助事業者は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ都道府県知事を経由して、計画変更承認申請書（様式第4）及び補助金変更交付申請書（様式第5）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合については、この限りではない。

(1) 補助金の交付の決定を受けた年度内における工事期間を変更する場合

(2) 当該施設の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさず（当該施設を整備しようとする学校を変更する場合を除く。）、かつ第5条により交付された補助金の額に変更を来さない程度の設計変更をする場合

2 第5条の規定は、前項の場合において準用する。この場合における変更交付決定一覧表は様式第6、補助金変更交付決定通知書は様式第7によるものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 9 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、都道府県知事を経由して長官の承認を受けなければならない。

（事業遅延の報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに都道府県知事を経由して長官に報告してその指示を受けなければならない。

2 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合において、補助金の交付の決定を受けた年度を越えて期間を延長する必要があるときは、期間延長承認申請書（様式第8）を都道府県知事を経由して長官に提出して、その承認を受けなければならない。

ただし、その承認された期間を当該年度内において更に延長する必要がある場合は、

この限りでない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、都道府県知事の要求があった場合には、状況報告書(様式第9)を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は補助事業の完了(廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)の日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第10)を都道府県知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は国の会計年度が終了したときに補助事業が未完了の場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付し、国の会計年度終了に伴う実績報告書(様式第11)を補助金の交付の決定を受けた翌年度の4月5日までに都道府県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 都道府県知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。(様式第12)

2 都道府県知事が補助事業者に係る補助金の額の確定を行った場合には確定報告書(様式第13)を長官に送付する。

3 都道府県知事が補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、都道府県知事はその超える部分の補助金の返還を命ずる。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 14 条 長官は第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく長官の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に対して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 長官は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 長官は第1項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、前条第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了した後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産処分の制限)

- 第16条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）並びに同第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定める。
- 2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ長官の承認を得なければならない。
 - 3 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

- 第17条 補助事業者は補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附則 （改正 平成27年10月1日）

この要綱は、平成27年10月1日から実施する。

附則 （改正 平成28年3月23日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則 （改正 令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記1

「 補 助 対 象 事 業 」

補助対象事業は下表のとおりとする。

補 助 対 象 事 業 名	事 業 細 目	補 助 事 業 者
私立学校施設整備費補助事業 (学校体育諸施設補助)	1. 水泳プール(屋外)新改築 2. 水泳プール上屋新改築 3. 水泳プール耐震補強 4. 中・高等学校武道場新改築	学 校 法 人

「 補 助 実 施 要 領 」

1. 別記1に掲げる各事業細目ごとの補助の実施については別紙実施要項（1～4）及び次項以下の定めるところによる。
2. 補助対象経費
補助対象経費は、各事業細目ごとの実施要項に定める補助対象経費の合計額とする。
3. 補助金の額
補助金の額は、各事業細目ごとの実施要項に定める補助金の額の合計額とする。
4. 提出書類の様式等
 - (1) 補助金交付申請書の様式 様式第1
 - (2) 提出期限 別に通知する
 - (3) 交付申請書に添付すべき書類
 - ア. 施設の配置図及び平面図
 - イ. その他参考となる事項

水泳プール（屋外）新改築補助実施要項

1. 補助対象事業及び補助率

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の水泳プール（屋外）の新改築事業

補助率 3分の1

2. 補助対象事業の条件

- (1) 敷地が確定しているとともに施設にふさわしい環境にあり、かつ設計が適切であること。
- (2) 予算は既に議決されているか、又は直近の理事会で議決されることが確実なものであること。
- (3) 補助事業は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに完了するものであること。

3. 補助の対象となる施設

- (1) プール本体及びこれに附属する更衣室、シャワー室、管理室、便所、浄化装置等の施設とする。
- (2) 水泳プールの水面積は400平方メートルを補助限度とする。

4. 補助の対象となる経費

(1) 工事費

工事費はプール本体及び附属施設並びにこれに附帯する電気、給排水衛生等の工事費とする。

(2) 事務費

事務費は工事に直接必要な事務の経費で工事費の100分の1を限度とする。

(3) 建築単価

1平方メートル当たりの建築単価は別に定める。

ただし、実施建築単価がこれに満たないときは、実施建築単価を建築単価とする。

この場合において実施建築単価の算出は次の式によることとし、円未満は切捨てとする。

$$[\text{工事費} + \text{事務費}] \div \text{水面積} = \text{実施建築単価}$$

5. 補助金の額

補助金の額は次の式により算出することとし、1,000円未満は切捨てとする。

$$\text{補助対象面積} \times \text{建築単価} \times \text{補助率} = \text{補助金の額}$$

水泳プール上屋新改築補助実施要項

1. 補助対象事業及び補助率

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の水泳プール上屋の新改築事業
補助率3分の1

2. 補助対象事業の条件

- (1) 水泳プールの利用期間の延長等、効率的利用を図るための水泳プール上屋であること。
- (2) 設計が適切であること。
- (3) 予算は既に議決されているか、又は直近の理事会で議決されることが確実なものであること。
- (4) 補助事業は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに完了するものであること。

3. 補助の対象となる施設

- (1) 学校の水泳プールに設置する上屋及びこれに附帯する換気扇等の諸設備とし、上屋の主要構造部分は、鉄骨造又はこれと同等以上の耐用年数を有する構造とする。
- (2) 上屋内の面積は600平方メートルを補助限度とする。
(面積の算定は柱の中心線で測定する。)

4. 補助の対象となる経費

- (1) 工事費
工事費は上屋の基礎、骨組、覆い、壁、造作、建具及び仕上げ並びに施設に固定して設けられた諸設備等の工事費並びにこれに附帯する電気工事費とする。
- (2) 事務費
事務費は工事に直接必要な事務の経費で工事費の100分の1を限度とする。
- (3) 建築単価
1平方メートル当たりの建築単価は別に定める。
ただし、実施建築単価がこれに満たないときは、実施建築単価を建築単価とする。
この場合において実施建築単価の算出は次の式によることとし、円未満は切捨てとする。

$$[\text{工事費} + \text{事務費}] \div \text{実施面積} = \text{実施建築単価}$$

5. 補助金の額

補助金の額は次の式により算出することとし、1,000円未満は切捨てとする。

$$\text{補助対象面積} \times \text{建築単価} \times \text{補助率} = \text{補助金の額}$$

水泳プール耐震補強補助実施要項

1. 補助対象事業

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の既設水泳プールの耐震補強事業

2. 補助対象事業の条件

- (1) 既設水泳プールの耐震性を補強するための給排水管等の免震処理及び設備機器の固定等を行う事業とする。
- (2) 設計が適切であること。
- (3) 予算は既に議決されているか、又は直近の理事会で議決されることが確実なものであること。
- (4) 補助事業は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに完了するものであること。

3. 補助の対象となる経費

(1) 工事費

工事費は、既設水泳プールの耐震性を補強するための給排水管等の免震処理及び設備機器の固定等を行う工事に要する経費のうち、スポーツ庁長官が認める経費とする。

(2) 事務費

事務費は工事に直接必要な事務の経費で工事費の100分の1を限度とする。

4. 補助金の額

補助金の額は定額とする（ただし、補助の対象となる経費の3分の1を限度とし、1,000円未満は切捨てとする。）。

中・高等学校武道場新改築補助実施要項

1. 補助対象事業及び補助率

私立の中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の中学部、高等部の武道場の新改築事業

- (1) 柔・剣道場、空手場、銃剣道場、相撲場、なぎなた場及び
その他武道場 補助率 3分の1
- (2) 弓道場 定額

2. 補助対象事業の条件

- (1) 武道を行うにふさわしい施設として設計されたものであること。
- (2) 敷地が確定しているとともに利用しやすい位置にあること。
- (3) 予算は既に議決されているか、又は直近の理事会で議決されることが確実なものであること。
- (4) 補助事業は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までに完了するものであること。

3. 補助の対象となる施設

- (1) 武道場及びこれに附属する更衣室、便所、器具庫等とする。
- (2) 柔道場、空手場、相撲場及びその他武道場の床面積は250平方メートルを補助限度とする。
- (3) 剣道場、銃剣道場及びなぎなた場の床面積は300平方メートルを補助限度とする。
- (4) 柔剣道場（当該建物で常に柔道と剣道が同時に行われるよう設計された施設をいう。）の床面積は450平方メートルを補助限度とする。

4. 補助の対象となる経費

- (1) 柔・剣道場、空手場、銃剣道場、相撲場、なぎなた場及びその他武道場

ア. 工事費

工事費は建物の基礎、床、天井、屋根等の骨組、壁、造作、建具、仕上げ及び施設に固定して設けられた諸設備等並びにこれに附帯する電気、給排水衛生等の工事費とする。

イ. 事務費

事務費は工事に直接必要な事務の経費で工事費の100分の1を限度とする。

ウ. 建築単価

1平方メートル当たりの建築単価は別に定める。

ただし、実施建築単価がこれに満たないときは、実施建築単価を建築単価とする。

この場合において実施建築単価の算出は次の式によることとし、円未満は切捨てとする。

$$[\text{工事費} + \text{事務費}] \div \text{実施床面積} = \text{実施建築単価}$$

- (2) 弓道場

ア. 工事費

工事費は建物の基礎、床、天井、屋根等の骨組、壁、造作、建具、仕上げ及び施設に固定して設けられた諸設備等並びにこれに附帯する電気、給排水衛生等の工事費とする。

イ. 事務費

事務費は工事に直接必要な事務の経費で工事費の100分の1を限度とする。

5. 補助金の額

補助金の額は、各施設ごとに算出して得た金額の合計額とする。

- (1) 柔・剣道場、空手場、銃剣道場、相撲場、なぎなた場及びその他武道場

補助金の額は次の式により算出することとし、1,000円未満は切捨てとする。

補助対象面積×建築単価×補助率＝補助金の額

- (2) 弓道場

補助金の額は定額とする（ただし、補助の対象となる経費の3分の1を限度とし、1,000円未満は切捨てとする。